

申請要領

入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除

令和8年度後期 新入生（大学院生・学部留学生）

※日本国籍を有する学部生及び留学以外の在留資格を有する学部留学生はこの申請要領ではなく、修学支援の新制度対象者の要項に従い申請をしてください（給付奨学金の対象者が申請できます）。

【入学料／授業料免除・入学料徴収猶予について】

入学料／授業料免除：選考により、入学料の全額又は半額、授業料の全額又は半額を免除します。

入学料徴収猶予：選考により、入学料・授業料の納入期限を前期は8月末まで、後期は2月末まで延長します。

※入学料の免除・徴収猶予申請は入学料の納付前に申請してください。

※免除申請者の入学料・授業料は結果発表まで徴収猶予されます。

入学料・授業料の納入日時点では授業料免除の結果が発表されておりませんので、免除／徴収猶予申請者は、申請結果が発表されるまで入学料・授業料は納入しないでください。

※免除結果発表後、半額免除者・不許可者の納付期限は

入学料：結果発表日の14日後

授業料：口座振替の方は結果発表月の27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）

振込用紙の方は結果発表月の月末

※免除予算には限りがあり、経済的困窮、成績優秀と認められる場合でも、免除とならないことがあります。その場合には期日までに納入できるよう、準備しておいてください。

※入学手続き後に入学を辞退する場合、入学料徴収猶予又は入学料免除の申請は無効となり、必ず入学料を納入していただくこととなりますのでご注意ください（入学料の納入がない場合は辞退を認めません）。

【対象者】以下のいずれかに当てはまるものが申請できます。

ア．経済的理由により入学料・授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者。

イ．入学前1年以内に、主たる家計支持者が死亡し、又は学生本人もしくは主たる家計支持者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料・授業料の納入が著しく困難になった者。

ウ．上記イに準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

※ただし、入学料を既に納入している者は免除対象となりません。納入した入学料は返還できません。

【担当窓口】

・農学部 ・農学府 ・連合農学研究科	府中地区 学生支援室 学生生活係	042-367-5579	a-gksei2@cc.tuat.ac.jp
・工学部	小金井地区 学生支援室 学生生活係	042-388-7011	t-life@cc.tuat.ac.jp
・工学府 ・生物システム応用科学府 ・先進学際科学府	小金井地区 学生支援室 入学試験係	042-388-7014	tnyushi@cc.tuat.ac.jp

【申請方法・申請期日】

申請書及び証明書類を準備し、入学手続き書類に記載の期日、申請方法にて申請してください。

【申請書類】

書類は全て黒又は青のボールペンで丁寧に記入してください。

提出書類		対象者
1	入学料免除・家庭状況調書（別紙様式 1）	入学料免除又は徴収猶予を申請する者※1
2	授業料免除願・家庭状況調書（様式 1）	授業料免除を希望する者
3	授業料徴収猶予願※2	授業料の徴収猶予を希望する者
4	証明書類	1～4 の 1 つでも申請する者 次項「証明書類について」を参照のこと。 ※それぞれの状況や家庭状況により必要な証明書類が異なります

※1 入学料免除と徴収猶予の併願は不可。

※2 免除結果に係らず、授業料納入期限を前期は 8 月末まで、後期は 2 月末まで延長申請する者が提出してください。授業料徴収猶予は免除申請時にのみ申請可能です。

【証明書類について】

申請書類の根拠として、自身に該当する証明書類を申請書と合わせて提出してください。

1～4 のうち、複数の申請をする者は同一学期の申請に限り証明書類は同一のものを使用できます。

それぞれの状況や家庭状況により必要な証明書類が異なりますので、詳細は別紙「証明書類について（共通）」の説明にて確認してください。

証明書類		全員	該当者のみ	証明書類について（共通） 参照ページ
	奨学金受給等申告書（様式 2）	○	○（留学生）	
	手当等受給申立書（様式 3）	○	○（留学生）	
I	家族構成等に関する書類			p. 1 参照
	住民票	○	○（留学生）	
	補足資料		○※1	
II	収入・所得に関する証明書類			p. 1-2 参照
	所得・課税・非課税証明書	○	○※1（留学生）	
	補足資料		○※1	
III	在学に関する証明書類		○※1	p. 2 参照
IV	特別事情に関する証明書類		○※1	p. 2-3 参照
V	本人に関する書類		○※1	p. 3 参照
VI	独立生計者の認定書類		○※1	p. 3-4 参照
VII	留学生に関する証明書類			p. 4 参照
	生活状況調書（様式 11）		○（留学生）	
	健康保険証の写（表）		○（留学生）	
	在留カードの写（両面）		○（留学生）	

※1 留学生は I ～ VI に加え、「VII 留学生に関する証明書類」項も参照のこと

【結果発表】

前期は7月、後期は1月に SIRIUS 上で発表予定です。

※免除申請を行い、結果が出る前に休学等をする場合は、原則、免除申請を辞退の上、授業料を納付する必要があります。免除申請をし、結果が出る前に休学等をする方は、必ず各地区学生生活係にご連絡ください。

【結果発表後の納入の流れ】

入学料免除申請者

全額免除者	納入は不要です。
半額免除者／不許可者	発表日に担当窓口で振込依頼書を受領してください。 発表日以後 14 日以内に、次の「ア」、「イ」いずれかの方法により手続きしてください。 ア. 期限内（原則 14 日以内）に最寄りの金融機関にて入学料の残額（半額もしくは全額）を納入する。 イ. 入学料徴収猶予の申請を行う（納付を一定期間猶予する選考を行います）。 （注）納入期限までに上記「ア」、もしくは「イ」の手続きが無い場合は学則により除籍されますことを十分ご注意ください。

入学料徴収猶予申請者

許可者	免除結果発表日に担当窓口で受領した振込依頼書を用い、入学料を 4 月入学者は 8 月末日、10 月入学者は 2 月末日（期限厳守）までに最寄りの金融機関にて納入してください。納入期限までに納入が無い場合は学則により除籍されますことを十分ご注意ください。
不許可者	免除結果発表日に担当窓口で受領した振込依頼書を用い、入学料を徴収猶予結果発表日より 14 日以内に最寄りの金融機関にて納入してください。納入期限までに納入が無い場合は学則により除籍されますことを十分ご注意ください。

授業料免除申請者

全額免除者	納入は不要です。
半額免除者／不許可者	預金口座振替手続きをされた預金口座から授業料の決定額（半額もしくは全額）を引き落としますので、発表日に指定される期限（口座振替日）の前日までに入金願います。 ※猶予された場合、諸事情によりやむを得ず預金口座振替手続きをされていない場合は、連帯保証人（留学生は本人宛）に振込依頼書を送付いたしますので、金融機関でお支払いください。その場合の、振込手数料はご負担願います。 なお、発表後の授業料徴収猶予を希望する場合は、予め申請（授業料免除と同時）を行ってください（納付を一定期間猶予する選考を行います）。